

外国人従業員の 地域顔合わせのお願い

外国人従業員を受け入れている企業の皆さまへ

平素より、神河町のまちづくりにご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

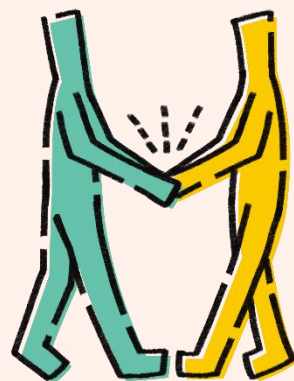
外国人従業員の方が地域で安心して暮らしていけるよう、住民登録の際に、区長さんや民生委員さんとの顔合わせの機会を設けています。

地域とのつながりを深めることで、日常の困りごとや災害時にも助け合える関係づくりを目指しています。

本取り組みは、かみかわ国際交流コミュニティ（役場2階・ひと・まち・みらい課内）が窓口となり、調整を行っております。

目的

- ・ 地域に早くなじめるように
- ・ 区長さん・民生委員さんとの顔の見える関係づくり
- ・ 災害時などに助け合える体制づくり



企業の皆さまにお願いしたいこと

1. 住民登録日が決まりましたら、

「かみかわ国際交流コミュニティ（電話、メール）」へご連絡ください。

→ 区長さん・民生委員さんとの面会日時が住民登録の当日なるよう調整します。

※当日都合が悪い場合は、別の日で調整させていただきます。

2. 住民登録当日、従業員の方に「かみかわ国際交流コミュニティ」（役場2階）に立ち寄っていただくようご案内ください。

→かみかわ国際交流コミュニティのスタッフが一緒に同行します。

外国人住民と地域の皆さまが、安心して共に暮らしていけるまちづくりのため、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いたします。



かみかわ国際交流コミュニティ
Kamikawa Association of Cross-Cultural Understanding



問い合わせ：【担当：神河役場 ひと・まち・みらい課 地域おこし協力隊 江（コウ）】

☎ 0790-34-0002

61

✉ k_shoon@town.kamikawa.hyogo.jp

令和7年4月24日 区長会資料・ひと・まち・みらい課

コミュニティ助成事業について

〔コミュニティ助成事業とは？〕

コミュニティ助成事業とは、一般社団法人自治総合センターが、宝くじの収益を財源に地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るために助成することで、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としています。

1. 対象団体

市町村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会（自治会等）

※ただし、特定の目的で活動する団体、PTA、体育協会等は除きます。また、宗教団体、営利団体、公益法人及び地方公共団体が出資している第3セクター、その活動が地域に密着しているとはいいがたい団体等も除きます。

2. 助成事業の種類

◆一般コミュニティ助成事業◆

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

建築物は対象外ですが、基礎工事を伴わない簡易な倉庫・収納庫は対象です。使用回数に制限のあるもの又は使用期間に定めのあるものは消耗品となり、対象外です。

《助成費》100万円以上250万円以下（10万円単位）

《過去の事例》イベント等に使用するためのテーブル、テント、エアコン等

◆コミュニティセンター助成事業◆

コミュニティセンター・自治会集会所等の新築又は大規模修繕、及びその他施設に必要な備品の整備に関する事業が対象となります。大規模修繕とは建物の主要構造部について行う大規模な修繕のみとします。新築、大規模修繕とも抵当権等の権利関係が付着していない、登記名義人が単独の認可地縁団体（所有権保存登記済）となっている、もしくはなるものに限ります。また、建築の決定に対する住民の総意、土地や財源の確保等において問題がなく、助成決定後令和8年2月28日までの事業完了が確実なものに限ります。

《助成費》対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額

ただし、2,000万円まで

《過去の事例》集会所の建設、大規模修繕等

（裏に続きます）

その他の事業（詳細は自治総合センターHPをご覧ください）

<http://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity>

- ◆地域防災組織育成助成事業
- ◆青少年健全育成助成事業
- ◆地域づくり助成事業
- ◆地域の芸術環境づくり助成事業
- ◆地域国際化推進助成事業

3. 注意事項

- ◎複数団体からの申請があった場合、町で必要性などについて比較評価を行い、採択の優先順位をつけたうえで、県が審査し（一財）自治総合センターへ申請します。
- ◎申請した事業に対する助成の可否については、（一財）自治総合センターが内容審査の上決定します。申請した事業が必ず採択されるものではないことをご了承ください。 ※令和7年度は8件申請中、2件が採択されました。（県内40件）
- ◎申請は毎年9月頃となります（申請月は変更になる可能性又は事業が実施されない可能性があります）
（今年度の場合）令和7年9月頃申請→令和8年3月末に交付決定→令和8年4月以降に事業実施となります。
- ◎事業で整備した備品等に宝くじの広報表示を行うことが条件となります。
- ◎事業実施期間は令和8年4月1日開始、令和9年2月28日まで
- ◎申請から〆切まで時間が短く、準備していただく書類も多いため希望する団体は必ず1か月以上前から事前相談を行ってください。
- ◎採択を受け事業を行った団体は、事業実施の翌年から起算して10年間は、同一事業の申請はできません。

4. 過去の実績

実施年度	実施団体	事業種類	補助額	助成内容
H29	栗区	一般コミュニティ助成事業	250万円	椅子、テント等購入
H30	赤田区	コミュニティセンター助成事業	1,500万円	集会所新築
H31	本村区	一般コミュニティ助成事業	250万円	テント、椅子等購入
R5	吉富区 作畑区	一般コミュニティ助成事業	200万円 130万円	エアコン、空気清浄機購入等
R6	寺野区	一般コミュニティ助成事業	240万円	エアコン
R7	大山区 杉区	一般コミュニティ助成事業	200万円 140万円	エアコン設置

お問合せ：役場ひと・まち・みらい課
0790-34-0002
担当：岩本

令和7年4月24日 区長会資料・ひと・まち・みらい課

県民まちなみ緑化事業について

〔事業〕

県民まちなみ緑化事業

兵庫県では、都市における環境の改善や防災性の向上などを目的として、県民緑税を活用した「県民まちなみ緑化事業」を実施しています。

1. 対象事業(主な事業)

- ①一般緑化（植栽、生垣、修景）
- ②校庭の芝生化
- ③ひろばの芝生化（緑化資材、肥料、整地など）
- ④駐車場の芝生化
- ⑤建築物の屋上緑化・壁面緑化

2. 補助対象者

①住民団体

- ・構成員がおおむね10名以上で、年間を通じて恒常的に活動している自治会、婦人会、老人会、PTAなど地域を基盤として活動する団体

②個人又は法人等

- ・100m²以上の緑化可能な土地を所有・管理する個人又は法人等

③芝生化実行委員会（以下の場合芝生化実行委員会を設けてください）

- ・校庭の芝生化で、芝生化した校庭の利用・維持管理を学校とPTAで行う場合
- ・ひろばの芝生化で、芝生化した公園の利用・維持管理を、自治会、老人会で行う場合

3. 補助条件

- ①実施箇所が外部から見る事ができる場所又は、県民の皆さんが自由に立ち入ることが出来る場所であること
- ②法律や条例による緑化義務がないこと
(ただし、義務付けられた緑化範囲を超えて行う緑化などは対象となる場合があります)
- ③マンションや戸建て住宅などの、販売を目的とした緑化でないこと
- ④住民団体、芝生化実行委員会を実施する場合、補助金申請前に専門家による講習を受けていただきます(受講料無料)
- ⑤建築物の屋上・壁面緑化については、「県民まちなみ緑化事業検討委員会」による事前審査を受ける必要があります
- ⑥補助金交付決定前に着手した緑化工事は補助対象となりません
- ⑦事業実施箇所において、県民緑税を活用して整備している旨の表示板を設置いただきます。

裏へ続く

4. 申請期間：4月1日から12月26日

ただし、駐車場の芝生化については4月1日から5月16日まで

- ◎ 対象事業により補助条件・対象となる経費・補助限度額が変わります。
- ◎ 補助事業完了後、5年間は「維持管理報告書」を毎年ご提出いただきます。
(報告書が提出されない場合や適切な維持管理が行われていない場合、また、整備した緑地を無断で処分した場合などは、補助金の返還を求める場合がありますのでご注意ください。)

お問い合わせ先：中播磨県民センター姫路土木事務所 (079-281-9313)
お問い合わせ先：役場ひと・まち・みらい課 岩本 (電話 34-0002)

県民

Kenmin
Machinami
Ryokka
Jigyo

まちなみ
緑化事業

兵庫県民の
みなさんが行う
緑化活動を
支援します

募集期間

4月1日(火)



12月26日(金)

※駐車場の芝生化の募集期間は、
4月1日(火)から
5月16日(金)です。

＼ 県民まちなみ緑化事業とは？ /

兵庫県では、都市における環境の改善や防災性の向上などを目的として、
〈県民緑税〉を活用した「県民まちなみ緑化事業」を実施しています。

県民のみなさんによる植樹や芝生化など
緑化活動に対して補助を行っています。

(植栽後の維持管理は県民のみなさんで行っていただきます。)

公園のオリーブ並木が
地域に元気をくれています。

都賀川沿いの公園にオリーブの木をたくさん植えました。公園のお掃除にも力が入ります。朝日の中でオリーブの銀葉が道行く人たちに「おはようさん」。繁った葉は捨てないで、ちよっぴり辛い健康茶に。実を集めて塩漬けにもトライ。冬はリースを編んで地域の施設に飾っています。



オリーブが立派に
実りました！

みんなで楽しく
オリーブの実を収穫

下河原のこみち
下河原西公園
管理会のみなさん



芝生にしてから園児の外遊びの
時間が増えました。

子どもたちは、芝生園庭を裸足で元気いっぱい走ることで土踏まずが形成され、伸び伸びと体を動かせるようになりました。「ふかふかで気持ちいいよ！」と寝転んだり、匂ったり、虫探しをしながら、芝生を全身で感じとっています。自然とふれ合い、戸外で全身を動かして遊び、四季折々の変化に出会う中で豊かな感性が育ってほしいと思います。



裸足でかけっこ！

よーい、ドン！



岩岡こども園
佐伯翔子先生

対象者

住民団体

概ね10名以上で構成している自治会、婦人会、マンション管理組合、PTAや緑化をテーマに活動している団体

芝生化実行委員会

学校やPTA、自治会など複数の団体でひろばや校庭の芝生化、維持管理を行う団体

対象地域

- 都市計画法の都市計画区域
- 緑豊かな地域環境の形成に関する条例(緑条例)の「さとの区域」「まちの区域」など

対象事業

- 一般緑化
- 校庭の芝生化
- ひろばの芝生化
- 駐車場の芝生化
- 建築物の屋上・壁面緑化

- 校庭の芝生化
- ひろばの芝生化

待ちわびていた芝生化が実現。
日々のお手入れにも力が入ります。

住宅地に点在する公園に芝生を張りました。グラウンドゴルフにミニコンサート、ラジオ体操からお祭りまで芝生の上でたくさんの行事を行うことが出来ました。綺麗に目がそろった芝生の上は、ふかふかの絨毯の上にいるようで青空の下清々しく気持ちが良いものです。これからも地域のみなさんの利用が広がることを願っています。

生野高原公園管理会
矢崎和仁 会長(左)
塩足春隆 さん(右)



さあ！芝生を張るよ



輪踊りメンバーによる
こうげん文化祭の「カラカラ踊り」

どンドン森に入ってくださいね。
みんなで憩いの場をつくりましょう。

“瑠璃こども園 森を作ろうプロジェクト”をスタートし、いずれ小さな森が出来るよう植樹をしました。この地は宮ノ西といい、昔イガキ大明神の社があったと言われています。木々の精霊がまさしくイガキ大明神となってみんなを見守っていただき、鳥や小動物、セミやカブトムシが集まり木々の葉音の心地よい癒しと遊びの森になることを願います。



グングン大きくなあれ



小さな森の可愛い探検隊！

瑠璃こども園の緑化を
推進する実行委員会
正木竜哉 園長先生



対象者

個人または法人

100㎡以上(人口集中地区では30㎡以上)の
緑化可能な土地を所有・管理する個人や法人など

対象地域

- 都市計画法の市街化区域、用途地域
- 市街化調整区域のうち特別指定区域等
- 緑条例の「まちの区域」など

対象事業

- 一般緑化
- 校園庭の芝生化
- ひろばの芝生化
- 駐車場の芝生化
- 建築物の屋上・壁面緑化

学校、幼稚園、保育園の校園庭を芝生化する場合は、県下全域が補助対象地域となります。

一般緑化

公園、広場、マンション、学校などの敷地に樹木を植えること

項目	住民団体が公共用地で実施する場合	個人・法人が実施する場合	
補助条件	最小規模：30㎡以上	最小規模：人口集中地区…30㎡以上 人口集中地区外…100㎡以上	
対象となる経費	①緑化資材費 ○苗木(高木・中木・低木) ○多年草 ○肥料、土壌改良材、支柱、用具など ※但し、緑化面積と緑化経費が全体の20%以内 ○プランター(容量が概ね100ℓ以上のもの) ※一年草は対象外です。	②施工費 ○住民団体による施工が困難な工事 ○高木の植樹や重機が必要な工事 ※低木の植栽手間は対象外です。	緑地整備に要する費用の1/2以内を補助
補助限度額	10,000円/㎡×緑化面積(㎡) [プランター緑化について]地植えが困難であり、かつ駅前広場や商店街等の公共用地及びそれと一体となって利用できる場所で、㎡限度額によらず1基あたり30万円を上限に実費相当額を補助します。概ね100ℓ以上の容量で3基以上設置。※最大400万円	6,400円/㎡×緑化面積(㎡) プランター1基あたり15万円まで。概ね100ℓ以上の容量で3基以上設置。※最大250万円	

校園庭の芝生化

学校の校庭や幼稚園・保育園の園庭を芝生に

項目	住民団体・芝生化実行委員会※が実施する場合 ※PTAや自治会、学校などで構成された団体	私立の学校・幼稚園・保育園などが実施する場合 団体を構成し、実施箇所を公開する場合は左記のとおり	
補助条件	最小規模：30㎡以上 公立の学校、幼稚園、保育園などまたは地域住民に年4回以上校園庭を無料で開放している私立の学校、幼稚園、保育園など	最小規模：人口集中地区…30㎡以上 人口集中地区外…100㎡以上	
対象となる経費	①緑化資材費 ○芝生などの多年草 ○肥料、土壌改良材、用具など	②施工費 ○掘削、整地、土壌改良など ※芝生を張る作業費は原則対象外です。	芝生化に要する費用の1/2以内を補助 ※芝生を張る作業費も含まれます。
補助限度額	30㎡以上100㎡未満：5,100円/㎡×芝生化面積(㎡) 100㎡以上300㎡未満：4,100円/㎡×芝生化面積(㎡) ※最大 300㎡以上：3,100円/㎡×芝生化面積(㎡) 800万円 ポップアップ式スプリンクラーなどを設置する場合 700円/㎡×芝生化面積(㎡)まで加算できます。 ※最大140万円 井戸を設置する場合、60万円まで実費相当を加算できます。 ※災害時に備え手押しポンプを併設することを推奨しています	30㎡以上100㎡未満：3,200円/㎡×芝生化面積(㎡) 100㎡以上300㎡未満：2,500円/㎡×芝生化面積(㎡) ※最大 300㎡以上：1,900円/㎡×芝生化面積(㎡) 500万円 ポップアップ式スプリンクラーなどを設置する場合 350円/㎡×芝生化面積(㎡)まで加算できます。 ※最大70万円 井戸を設置する場合、30万円まで実費相当を加算できます。 ※災害時に備え手押しポンプを併設することを推奨しています	

ひろばの芝生化

公園、広場、グラウンドなどを芝生に

項目	住民団体・芝生化実行委員会※が公共用地で実施する場合 ※PTAや自治会、学校などで構成された団体	個人・法人が実施する場合	
補助条件	最小規模：30㎡以上	最小規模：人口集中地区…30㎡以上 人口集中地区外…100㎡以上	
対象となる経費	①緑化資材費 ○芝生などの多年草 ○肥料、土壌改良材、用具など	②施工費 ○掘削、整地、土壌改良など ※芝生を張る作業費は原則対象外です。	芝生化に要する費用の1/2以内を補助 ※芝生を張る作業費も含まれます。
補助限度額	30㎡以上100㎡未満：5,100円/㎡×芝生化面積(㎡) 100㎡以上300㎡未満：4,100円/㎡×芝生化面積(㎡) ※最大 300㎡以上：3,100円/㎡×芝生化面積(㎡) 400万円	30㎡以上100㎡未満：3,200円/㎡×芝生化面積(㎡) 100㎡以上300㎡未満：2,500円/㎡×芝生化面積(㎡) ※最大 300㎡以上：1,900円/㎡×芝生化面積(㎡) 250万円	

ポップアップ式スプリンクラーなどを設置する場合の加算はありません

化、校園庭の芝生化に力を入れて事業を推進します。

⇒ 詳しくはホームページをご覧ください。



駐車場の芝生化

マンション、事務所、公民館、商業施設、工場の駐車場、月極駐車場などを芝生に

項目	住民団体が公共用地で実施する場合	個人・法人が実施する場合
補助条件	最小規模：人口集中地区…30㎡以上 人口集中地区外…100㎡以上 駐車区画等の緑化率：概ね50%以上	最小規模：人口集中地区…30㎡以上 人口集中地区外…100㎡以上 駐車区画等の緑化率：概ね50%以上
対象となる経費	①緑化資材費 ○芝生などの多年草 ※多肉植物、コケ類は対象外です。 ○肥料、土壌改良材、碎石、敷砂、芝生保護材、用具など	②施工費 ○路盤工、張芝工、車止め設置工など ※施工費上限： ①緑化資材費×0.25(円)まで
補助限度額	15,000円/㎡×芝生化面積(㎡) ※最大375万円	12,000円/㎡×芝生化面積(㎡) ※最大250万円
	 車の出入りの多い駐車場に適した コンクリートブロック補強型	 タイヤ圧を受けない箇所を 芝生化した車輪部補強型
		 一年中緑を保てる タマリユウ利用型

【駐車場の募集期間】 4月1日(火)～5月16日(金) 募集方法も他のメニューとは異なるため、詳しくはホームページをご覧ください。

建築物の屋上緑化・壁面緑化

商業施設、オフィスビル、学校、幼稚園、病院、マンション、工場などの屋上または壁面を緑化

項目	樹木による屋上緑化	芝生など多年草による屋上緑化
補助条件	最小規模：人口集中地区…30㎡以上 人口集中地区外…100㎡以上 土壌厚：30cm以上	最小規模：人口集中地区…30㎡以上 人口集中地区外…100㎡以上
対象となる経費	屋上緑化に要する費用の1/2以内	屋上緑化に要する費用の1/2以内 ※多肉植物、コケ類は対象外です。
補助限度額	32,000円/㎡×緑化面積(㎡) ※最大250万円	12,000円/㎡×緑化面積(㎡) ※最大250万円
項目	基盤造成型による壁面緑化	登はん・下垂型による壁面緑化
補助条件	最小規模：人口集中地区…30㎡以上 人口集中地区外…100㎡以上	最小規模：人口集中地区…30㎡以上 人口集中地区外…100㎡以上 (壁面誘引資材の設置面積) 横幅：10m以上(植栽間隔3～5本/m)
対象となる経費	壁面緑化(木本類、多年草)に要する費用の1/2以内 ※多肉植物、コケ類は対象外です。	壁面緑化(ツル性植物(木本類、多年草))に要する費用の1/2以内
補助限度額	32,000円/㎡×緑化面積(㎡) ※最大250万円	6,400円/㎡×緑化面積(㎡) ※最大75万円

補助を受けるにはこんな条件があります

- 実施箇所が外部から見る事ができる場所、又は県民のみなさんが自由に立ち入ることができる場所であること
- 法律や条例により義務付けられた緑化範囲でないこと
- マンションや戸建て住宅などの、販売を目的とした緑化でないこと
- 住民団体、芝生化実行委員会で実施する場合、補助金申請前に専門家による講習を受けていただきます(受講は無料)
- 建築物の屋上・壁面緑化については、原則「県民まちなみ緑化事業検討委員会」の事前審査を受ける必要があります
- 補助金交付決定前に着手した緑化工事は補助の対象となりません
- 事業実施箇所において、県民緑税を活用して整備している旨の表示板を設置いただきます

お問い合わせはコチラ

一般緑化、校園庭の芝生化、ひろばの芝生化

実施箇所	お問い合わせ先	郵便番号	所在地	電話番号
神戸市	兵庫県まちづくり部 都市政策課緑化政策班	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078(362)3563
尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	阪神北県民局宝塚土木事務所 まちづくり建築課	665-8567	宝塚市旭町2-4-15	0797(83)3191
明石市 加古川市 高砂市 稲美町 播磨町	東播磨県民局加古川土木事務所 まちづくり建築課	675-8566	加古川市加古川町寺家町 天神木97-1	079(421)9402
西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可町	北播磨県民局加東土木事務所 まちづくり建築課	673-1431	加東市社字西柿1075-2	0795(42)9407
姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神河町 市川町 福崎町 太子町 上郡町 佐用町	中播磨県民センター姫路土木事務所 まちづくり建築第1課	670-0947	姫路市北条1-98	079(281)9313
豊岡市 養父市 朝来市 香美町 新温泉町	但馬県民局豊岡土木事務所 まちづくり建築課	668-0025	豊岡市幸町7-11	0796(26)3757
丹波篠山市 丹波市	丹波県民局丹波土木事務所 まちづくり建築課	669-3309	丹波市柏原町柏原688	0795(73)3860
洲本市 南あわじ市 淡路市	淡路県民局洲本土木事務所 まちづくり建築課	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799(26)3247

駐車場の芝生化、建築物の屋上・壁面緑化、都心緑化※

実施箇所	お問い合わせ先	郵便番号	所在地	電話番号
全市町	兵庫県まちづくり部 都市政策課緑化政策班	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078(362)3563

- ※都心緑化…
- ・人口集中地区内の駅周辺(概ね半径1km圏内)の公共性が高い都心空間のまとまった緑化(最小規模1,000㎡以上)
 - ・緑化空間整備に要する費用の1/2以内を補助(補助限度額2,500万円)
 - ・補助対象者は法人、個人、住民団体、市町等で構成される協議会

緑化を終えたら・・・

- みなさんの手で計画的な維持管理を行っていただき、長期的な維持に努めてください!
- 補助事業完了後、5年間は「維持管理報告書」を毎年ご提出いただきます。
- 報告書が提出されない場合や適切な維持管理が行われていない場合、また、整備した緑地を無断で処分した場合などは、補助金の返還を求める場合がありますのでご注意ください。

県民まちなみ緑化事業について
もっと詳しく知りたい方や申請をお考えの方は、
募集案内や申請の手引をご覧ください。

募集案内、申請書類等は
兵庫県ホームページから
ダウンロードできます。

QRコードは
コチラ



令和7年度県民まちなみ緑化事業

で検索

(公 印 省 略)
2025 (令和7) 年4月24日

各区長 様

神河町人権文化推進協議会
会 長 松 田 隆 幸

神河町教育委員会
教育長 中 野 憲 二

2025年度「地区別人権教室」開催に伴う事前研修会の開催について(ご依頼)

春暖の候、皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、神河町の人権教育・啓発事業の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も「人権尊重のまちづくり」に向け、人権感覚を磨き、人権意識を高めることのできる貴重な学習の場として「地区別人権教室」の開催を予定しております。

実施に向けては、区長様をはじめ、老人クラブ会長、人権文化推進員といった各区のリーダーである皆様にご協力をいただきながら、実のある「人権教室」をめざしております。

つきましては、「地区別人権教室」開催に先立ち、皆様を対象とした事前研修会を下記のとおり開催させていただきますので、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 2025 (令和7) 年6月1日(日) 午前9時から
(受付開始：午前8時30分)
- 2 会 場 神河町中央公民館 グリンデルホール
- 3 対 象 各区長、老人クラブ会長、人権文化推進員
- 4 内 容 ・本年度の町人権教育、啓発について
・「地区別人権教室」の運営について
・ビデオ研修 『あなたのいる庭』 35分

【問合せ・連絡先】

神河町教育委員会教育課 児島、佐想
TEL 34-0212
FAX 34-0645

令和7年度 町長懇談会の実施方法等について（お願い）

町長懇談会につきましては、令和2年度から町内40区を7ブロックに分け、ブロックごとに実施させていただきました。令和6年度から町内全域で地域自治協議会が発足し、各ブロックの課題解決に向け取り組んでおられます。

今年度は各区の課題やご意見に加え、地域自治協議会での課題やご意見を区役員と自治協役員の皆様にご出席いただく町長懇談会を予定しています。

1. 実施単位と方法

これまでと同様7つの行政ブロックで、区役員に加え自治協役員による意見交換を行う。

2. 対象者

区役員、地域自治協議会

3. テーマ

令和7年度の町の施策と各区及び各ブロック自治協の課題について

4. 実施時期【別紙日予定表のとおり】

○実施時間は、令和7年5月23日から6月13日の週2日（火曜日と金曜日）、会議時間は2時間以内の予定です。

○日程表には町の希望日を記載させていただいておりますが、御都合が悪い場合はブロック内で調整いただき、総務課まで連絡をお願いいたします。

◎特に希望がなければ、別紙の事務局日程によりお願いします。

5. 開催場所【別紙日予定表のとおり】

○開催場所についても記載させていただいておりますが、御都合が悪い場合は各ブロック内で調整願います。

◎特に希望がなければ、別紙の事務局日程によりお願いします。

6. 出席者

○区、ブロック：各区役員3名及び自治協会長、事務局

○役場：町長・副町長・教育長 他（関係管理職、事務局）

7. 課題の提出依頼

○各区や各ブロックが抱える課題等を3項目以内で、別添の『各区・各ブロックからの課題事項』に記載いただき、4月区長会（24日）までに、総務課に提出をお願いします。

○その他、御意見・御希望があればお知らせください。

8. 懇談会内容

○令和7年度町の施策と各区や各ブロックでの課題やご意見について意見交換

9. その他

ブロック別町長懇談会とは別に、区の住民や区の団体などを対象とした意見交換会（懇談会）については、区の要望に応じ対応させていただきます。

令和7年度 町長懇談会 予定表

ブロック	日時・開催場所	実施集落	備 考
越知谷	5月23日(金) 19:00~ 大畑コミュニティセンター	新 田	
		作 畑	
		大 畑	
		越 知	
		岩 屋	
栗賀北	5月27日(火) 19:00~ 中村ドリームホール	根 宇 野	
		山 田	
		中 村	
		栗 賀 町	
		福 本	
栗賀南	5月30日(金) 19:00~ 東柏尾区集落センター	貝 野	
		しんこうタウン	
		寺 野	
		柏 尾	
		加 納	
大山	6月3日(火) 19:00~ 杉営農センター	吉 富	
		杉	
		大 山	
		猪 篠	
寺前	6月6日(金) 19:00~ 寺前地域交流館	新 野	
		野 村	
		比 延	
		寺 前	
		鍛 治	
小田原	6月10日(火) 19:00~ 南小田農村環境改善センター	上 岩	
		高 朝 田	
		宮 野	
		南 小 田	
		上 小 田	
長谷	6月13日(金) 19:00~ センター長谷	川 上	
		大 川 原	
		本 村	
		赤 田	
		重 行	
		為 信	
		峠	
		栗 淵	

事務連絡
令和7年4月24日

各区長様

総務課長 平岡 万寿夫

令和7年国勢調査 調査員の推薦について(ご依頼)

陽春の候、区長様におかれましては、益々御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、町行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜っておりますこと厚くお礼申し上げます。

さて、見出しの件について、今年度は5年に1度の国勢調査が実施されます。町内のすべての人・世帯が対象となる大規模な調査であるため、調査を行うには多くの調査員の力が必要であり、国勢調査では46名の調査員を任命させていただく予定です。

しかしながら、調査員の登録は、26名で、必要としている調査員数には満たない状況です。

本来であれば調査員の募集を行うところですが、守秘義務や拘束時間の確保が求められるため、大変お手数をおかけし申し訳ありませんが、区長様に適任者の推薦をお願いいたしたく存じます。

つきましては、裏面のとおりに、調査員が確保出来ていない地区についてのみ、調査員の推薦をお願いさせていただきます。

調査員推薦を御依頼させていただく区長様につきましては、調査員の配分及び調査内容をご確認いただき、5月30日(金)までに別紙様式により、報告をお願いいたします。格別の御理解を賜り調査員の推薦について御協力くださいますようよろしくお願いいたします。

【担当】

神河町役場 総務課 足立
TEL:0790-34-0001

令和7年国勢調査員 推薦要領

1. 推薦をお願いする区

①推薦人数1人 大山区・東柏尾区・寺野区・岩屋区・根宇野区・越知区
寺前区・宮野区・高朝田区・大河区・新野区

②推薦人数2人 福本区・猪篠区・吉富区

③別紙「調査員一覧」の⑱赤田・重行・為信・峠また、⑲栗・湊の合併調査区については、合併区の中で調整をいただいて、国勢調査員の推薦をお願いいたします。

2. 推薦方法

推薦に当っては、次の事項にご留意ください。

- ① 20歳以上の方
- ② 守秘義務が守れ、責任感を持って調査事務を遂行できる方
- ③ 調査員業務に関する時間が確保できる方(多忙でない方)
(1日2～3時間×数日)
- ④ 税務、警察、選挙に直接関係のない方
- ⑤ 暴力団員等と密接な関係がない方

※1調査区又は2調査区を担当していただく予定です。
(1調査区:約40世帯～80世帯)

3. 提出していただく書類

別紙様式「2025年国勢調査 調査員推薦書」

4. 報告期限 令和7年5月30日(金)

5. 報告先

神河町役場総務課 足立 (FAX可 34-0691)
(メール可 soumu@town.kamikawa.hyogo.jp)

令和7年国勢調査員一覧

神崎エリア(27人)

大河内エリア(19人)

(敬称略)

地区	調査員	担当調査区数	調査区番号	単位区番号	R2調査区番号 (参考)	地区	調査員	担当調査区数	調査区番号	単位区番号	R2調査区番号 (参考)	
中村	藤原 俊平	2	1-1	1-1-1	1-1	寺前	⑬	2	48-1	48-1	48-1	
				1-1-2						49-1	49-1	49-1
			37-1	37-1	37-1		50-1	50-1-1	50-1			
乗賀町	小林 寛次	1	3-1	3-1-1	50-1-2							
				3-1-2			52-1	52-1-1	52-1			
堀口 利之	2	4-1	4-1-1	52-1-2								
			4-1-2		53-1		53-1-1	53-1				
福本	①	2	5-1	5-1			5-1		鍛冶	山下 昭和	2	53-1
			6-1	6-1	6-1		51-1-1					
			23-1	23-1-1	23-1		51-1-2					
	23-1-2		51-1-3									
②	2	7-1	7-1	7-1	51-1-4							
		21-1	21-1-1	21-1	54-2	54-2	54-2					
	21-1-2			55-1	55-1-1	55-1						
猪篠	③	1	8-1		8-1-1		55-1-2					
					8-1-2		55-1-3					
					8-1-3		55-1-4					
④	1	9-1	9-1-1	9-1	57-1	57-1-1	57-1					
				9-1-2				57-1-2				
大山	⑤	2	10-1	10-1-1		10-1		57-1-3				
				10-1-2		58-1	58-1-1	58-1				
				11-1	11-1		58-1-2					
杉	中島 正	1	13-1	13-1-1	13-1	宮野	⑭	1	59-1	59-1-1	59-1	
				13-1-2						59-1-2		
吉富	⑥	2	14-1	14-1-1	14-1	高朝田	⑮	1	60-1	60-1-1	60-1	
				14-1-2					60-1-2			
			15-1	15-1-1	15-1				60-1-3			
⑦	1	17-1	17-1-1	17-1	上岩	黒田 玲子	1	61-1	61-1-1	61-1		
				17-1-2			61-1-2					
東柏尾	⑧	2	18-1	18-1	18-1	大河	⑯	2	63-1	63-1-1	63-1	
			19-1	19-1-1	19-1				63-1-2			
					19-1-2					64-1		64-1-1
加納	高橋 幸一	1	20-1	20-1-1	20-1	鍛冶	平岡 覚	1	65-1	65-1-1	65-1	
				20-1-2					65-1-2			
うぐいす		1	22-4	22-4	22-4				65-1-3			
しんこう タウン	船田 梯子	1	24-1	24-1	24-1	比延	黒田 秀秋	1	67-1	67-1-2	67-1	
貝野	安田 勇	1	25-1	25-1-1	25-1					67-1-1		
					25-1-2							67-1-3
寺野	⑨	2	26-1	26-1-1	26-1	あやめ苑		1	68-4	68-4	68-4	
				26-1-2		新野	⑰	2	69-1	69-1-1	69-1	
			27-1	27-1-1	27-1				69-1-2			
	27-1-2			72-1	72-1-1	72-1						
柏尾	太田 雅己	1	28-1	28-1-1	28-1	野村	榎 和美	1	70-1	70-1-1	70-1	
	28-1-2			70-1-2								
岩屋	⑩	1	29-1	29-1-1	29-1	鶴野 義一	1	71-1	71-1-1	71-1		
				29-1-2					71-1-2			
根宇野	⑪	2	30-1	30-1-1	30-1	川上	山名 進	1	74-1	74-1-1	74-1	
				30-1-2						74-1-2		
			32-1	32-1-1	32-1					74-1-3		
	32-1-2			74-1-4								
山田	藤原 逸郎	2	34-1	34-1	34-1	本村・大川原	藤原 厚子	2	79-1	79-1-1	79-1	
		35-1	35-1	35-1	79-1-2							
藤田 典康	1	36-1	36-1-1	36-1	36-1				80-1	80-1-1	80-1	
				36-1-2			80-1-2					
中村	中野 勝弘	2	2-1	2-1-1	2-1	赤田・重行・為 信・峠	⑱	2	77-1	77-1-1	77-1	
				2-1-2						77-1-2		
38-1	38-1	38-1	82-1	82-1-1								
新田・作畑	足立 知穂	1	41-1	41-1-1	41-1				78-1	78-1-1	78-1	
					41-1-2		82-1-2					
					41-1-3		82-1-3					
大畑	小林 喜久信	1	42-1	42-1-1	42-1	栗・淵	⑲	2	76-2	76-2-1	76-2	
					42-1-2							76-2-2
					42-1-3							76-2-3
越知	前田 東作	1	44-1	44-1-1	44-1				76-2	76-2-4		
					44-1-2							
				⑫	2	45-1	45-1	45-1				
47-1	47-1-1	47-1	47-1									
		47-1-2										

国勢調査 主な事務内容

・調査の手順

- ①住宅地図等を元に調査区地図を作成し、受け持つ調査対象世帯を確認し調査世帯一覧の名簿を作成
- ②インターネット回答の案内及び調査票(紙)等調査書類を配付
- ③インターネット回答のなかった世帯にのみ、紙の調査票を回収する
- ④未回答世帯に督促、提出の依頼
- ⑤調査票の整理、確認及び審査、提出

・調査員の業務スケジュール

- 9 月～ 事前説明会に出席、調査区地図・調査世帯一覧の作成
- 9 月 中 旬～ インターネット回答の案内及び調査票(紙)調査書類を配付
- 10 月 上 旬～ インターネット回答のなかった世帯の調査票の回収及び整理
- 10 月 中 旬～ 調査票の審査及び提出

・調査員任命期間

令和7年9月1日～11月7日の2か月間 身分は非常勤の公務員です。
実質活動していただくのは、1日2～3時間程度で数日～10日間前後です。

・その他

- ◎1人につき1調査区又は2調査区を担当していただく予定です。
(1調査区につき約40世帯～約70世帯)
- ◎担当していただく調査区の数、調査員が確保され次第お知らせします。
できる限り、地元の調査区に設定しますが、人数、調査区の関係で近隣地区もご無理をお願いする可能性があります。
- ◎その他詳細については、調査員説明会で説明いたします。

・統計調査員の報酬について

報酬の支払いについては、調査票の審査が終了後役場に登録されている口座にお支払いしますので、12月中になるかと思えます。

1調査区担当

均一割 4,830 円+交通費 380 円+電話料 400 円+調査区割額 16,595 円
+世帯数×379 円

2調査区担当

1調査区目

均一割 4,830 円+交通費 380 円+電話料 400 円+調査区割額 16,595 円
+世帯数×379 円

2調査区目

調査区割額 3,000 円+世帯数×379 円

C 区の場合

調査員 2 調査区担当 調査区番号 1:50 世帯 調査区番号 2:50 世帯

調査員

調査区 1:4,830 円+380 円+400 円+16,595 円+50 世帯×@379 円

調査区 2:3,000 円+50 世帯×@379 円

合計:41,155 円+21,950 円=63,105 円

※地域ごとに世帯数に偏りがあるので、受持ちの世帯数によって傾斜配分を行います

※R7の内示が出てきていないので、前回 R2 年度の実績ですので、変更になる可能性があります。

2025年国勢調査 調査員推薦書

下記の方を、国勢調査員の候補者として推薦します。

令和7年 月 日

_____ 区長 _____

推 薦 人 数 _____ 名

【調査員1】

住 所			
フリガナ			
氏 名			
電話番号			
生年月日	昭和・平成 年 月 日	性別	男・女

【調査員2】

住 所			
フリガナ			
氏 名			
電話番号			
生年月日	昭和・平成 年 月 日	性別	男・女

*5月30日(金)までに、役場総務課まで御報告ください。

(FAX報告可 34-0691)

(メール可 soumu@town.kamikawa.hyogo.jp)

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 24 日

各 区 長 様

総務課長 平岡 万寿夫

令和7年度地域伝統文化振興支援事業に係る該当団体の募集について

陽春の候、区長様におかれましては、益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、町行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜っておりますこと厚くお礼申し上げます。

さて、見出しの件について、一般財団法人兵庫県市町職員互助会では、地域伝統文化振興支援事業を実施し、今年度の該当団体を募集されます。

地域伝統文化振興支援事業とは、各地域において古くから伝承されてきた民俗芸能・祭り・年中行事・伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承と発展を図り、地域文化の振興を目的としている団体に助成を行う事業です。

つきましては、2月区長会でお知らせしたところではございますが、改めて、下記、別紙に事業の内容等をお知らせいたしますので、御検討いただければと存じます。申請・審査・報告等、複数の手続きがありますが、是非、御活用いただければと思います。申請をご希望される区については、5月30日(金)までに総務課足立までご相談ください。よろしく願い申し上げます。

記

1 助 成 金 額 1 団体につき 100 万円限度【各町3事業まで】

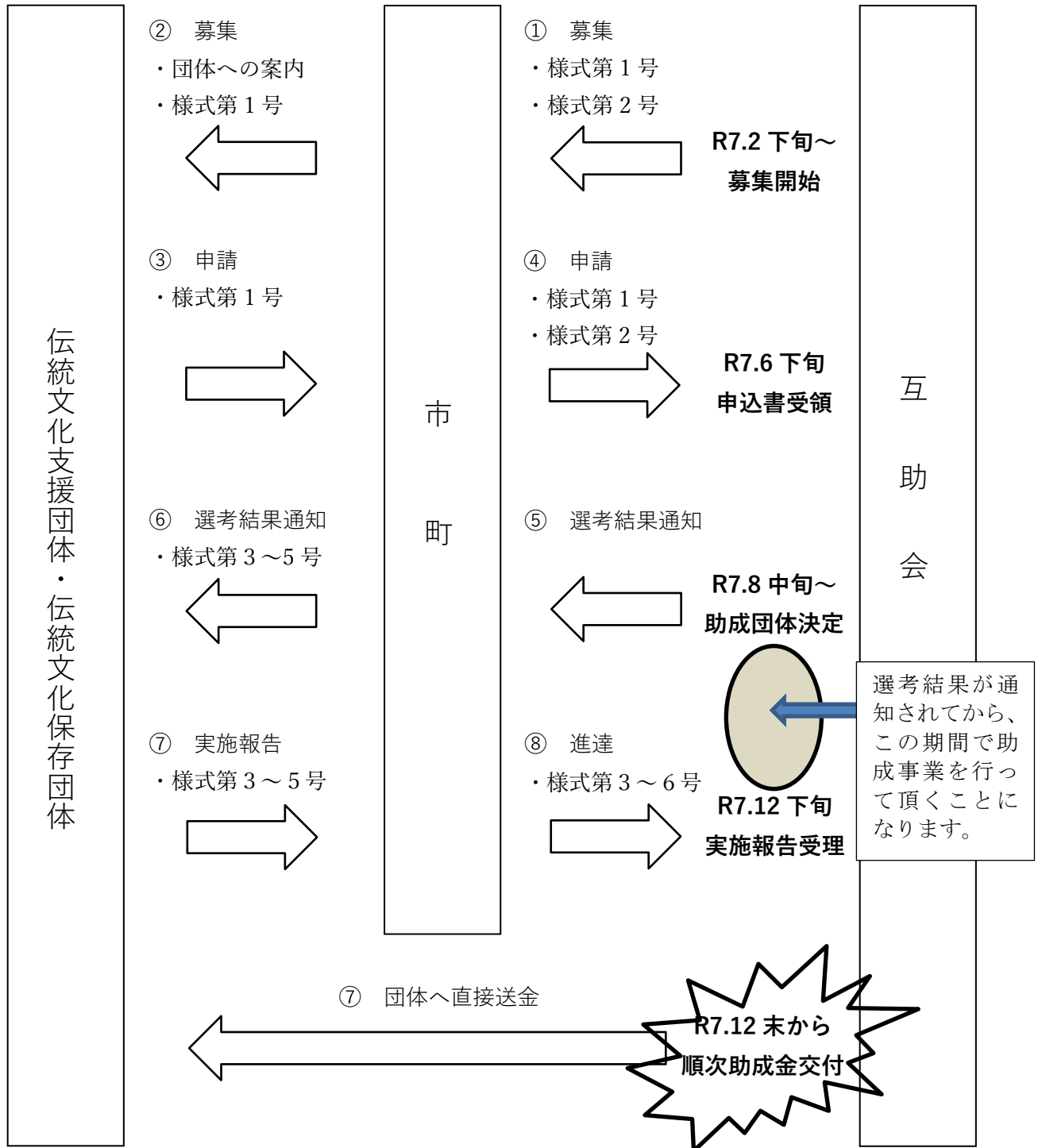
※3区以上の申請があった場合、過去の申請助成区を除いて、申請額の高い順に選出(同額の場合、抽選)させていただきます。ご理解ご了承をお願いいたします。

2 助成対象事業 添付「実施規定」のとおり(民俗芸能、祭り、伝統工芸等)

3 助成決定可否 互助会の理事会で判断
(申請いただいても、助成されない場合があります)

4 担 当 神河町役場 総務課 足立

地域伝統文化振興支援事業に係る助成金交付の事務手続き



一般財団法人兵庫県市町職員互助会地域伝統文化 振興支援事業実施規程

平成23年5月26日議決
改正 平成26年2月27日議決
改正 令和元年8月2日議決
改正 令和2年2月26日議決
改正 令和3年1月28日議決
改正 令和3年8月4日議決

(趣旨)

第1条 一般財団法人兵庫県市町職員互助会（以下「互助会」という。）は、町等の住民に対する文化事業として、兵庫県内各地域において古くから伝承されてきた民俗芸能・祭り・年中行事・伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承と発展を図り地域文化を振興するため、伝統文化保存団体及びその支援団体（以下「団体等」という。）が行う伝承活動・後継者育成活動等を支援するために、次の事業を実施する。

(事業内容)

第2条 団体等が地域文化振興を目的として実施する伝統文化の保存・活用のための事業で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 伝承者等の養成
- (2) 伝承用の用具衣装等の整備
- (3) 映像記録等の作成
- (4) 公開・交流活動

(助成の対象)

第3条 助成の対象となる団体等は、民俗文化財、伝統工芸技術の保存・伝承に係る活動及びその支援活動を主たる目的とし、継続的に地域文化振興に資する活動をしている団体等で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人
- (3) 法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体
 - ア 定款、寄付行為に類する規約等を有すること
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - エ 団体活動の本拠となる事務所を有すること
 - オ 市町、市町教育委員会の推薦を受けていること
- (4) 家元・流派が確立され、維持の見通しが立つような団体は除く。

2 民俗文化財、伝統工芸技術の復活・復元による伝承を計画している団体等で、前項第3号の要件を満たすとともに、市町が支援するなど今後の活動の継続の見通しがあり、地域文化振興に資する活動を行う団体とする。

(実施方法)

第4条 地域伝統文化振興支援事業は、次のとおり実施する。

(1) 団体等は、地域伝統文化振興支援事業実施申込書（様式第1号）を市町に提出し、市町はこれに推薦書（様式第2号）を添付し、互助会に提出する。

(2) 互助会は、理事会において、団体等を選考し決定する。

(3) 団体等において、事業が完了したときは、地域伝統文化振興支援事業実施報告書（様式第3号）、物品検査調書（様式第4号）及び地域伝統文化支援事業支払依頼書（様式第5号）を市町に提出し、市町はこれに進達書（様式第6号）を添付して、速やかに互助会に提出する。

（事業期間）

第5条 助成の決定を通知した日から当該日の属する年度の末日とする。ただし、決定通知日以前の事業であっても事業計画に該当するものであれば対象とする。

（経費）

第6条 助成額は1団体100万円を上限とし、予算の範囲で助成額を決定する。

（中止・変更）

第7条 団体等は、事業の中止または変更する必要がある場合は、理由を付して、速やかに互助会に届け出るものとする。

（その他）

第8条 この規程に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

（適用期日）

1 この規程は、平成23年5月26日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

（旧要綱の廃止）

2 地域伝統文化振興事業実施要綱（平成16年2月26日議決）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規程に関わらず、当分の間、様式第 1 号から様式第 6 号は、改正前の一般財団法人兵庫県市町職員互助会文化事業実施規程に定める様式によることができる。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規程に関わらず、当分の間、様式第 1 号から様式第 6 号は、改正前の一般財団法人兵庫県市町職員互助会文化事業実施規程に定める様式によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

2 改正後の規程にかかわらず、当分の間、様式第 1 号は、改正前の一般財団法人兵庫県市町職員互助会地域伝統文化振興支援事業実施規程に定める様式によることができる。

地域伝統文化振興支援事業提出書類一覧

様式名	名称	作成者	説明	添付書類	提出月日
様式第1号	地域伝統文化振興支援事業申込書	希望団体	助成金を受け取るため、支援事業として申し込む場合	必須 ①(団体)規約 ②見積書の写し ③活動状況がわかる写真・資料 ④購入(修理)予定物資料・写真 修理の場合 ⑤修理前の写真(特に修理箇所が判明する写真)	申請時 6月末日
様式第2号	推薦書	神河町	町が互助会に対して希望団体を推薦する様式		申請時 6月下旬
様式第3号	地域伝統文化振興支援事業報告書	希望団体	該当事業が終了したときの報告様式	必須 ①請求書の写し 必要に応じ ②契約書(請書)の写し ③領収書の写し ④写真(購入物・修理状況・活動実施状況) 修理の場合 ⑤修理前・後の写真(特に修理箇所が判明する写真)	完了時 9月～12月
様式第4号	物品検査調書	希望団体	物品等の検査を受ける様式		完了時 9月～12月
様式第5号	地域伝統文化振興支援事業支払依頼書	希望団体	互助会に対して、助成金の支払いの口座など登録する様式		完了時 9月～12月
様式第6号	支援事業実施報告書提出書	神河町	様式第3号報告書を互助会に送付する様式		完了時 9月～12月

※事業の種類により、これ以外の必要書類をお願いすることがあります。

互助会の流れ

6月28日

8月

12月上旬

12月末～1月末

申込書締切
助成団体決定(各団体へ選考結果通知)
実施報告受理
助成金支払

互助会の提出期限は、6月30日(月)必着です。ので、
ご希望の地区は、5月30日(金)までに、役場総務課にご相談お願いいたします。

①様式第1号「地域伝統文化振興支援事業報告書」②添付書類

令和 年度地域伝統文化振興支援事業申込書

令和 年 月 日

一般財団法人兵庫県市町職員互助会代表理事 様

下記の活動に対して令和 年度地域伝統文化振興支援事業を受けたく申し込みます。

I. 申込者

フリガナ			
事業の名称			
フリガナ			
団体名			
団体所在地		〒	
		TEL	FAX
代表者	フリガナ		団体での役職
	氏名		
	住所	〒	
		TEL	FAX
担当者	フリガナ		団体での役職
	氏名		
	住所	〒	
		TEL	FAX
団体設立年月日	昭和・平成 年 月	構成人数	
		役員構成	
		加入資格	
団体の設立目的			
	(注) 団体の規約、活動状況のわかる写真や資料を添付して下さい。		

II. 助成を希望する活動

助成希望内容	1. 事業内容、該当番号に○印を記入。複数可 ①伝承者等の養成 ②伝承用の用具衣装等の整備 ③映像記録等の作成 ④公開交流活動
	2. 活動の趣旨・目的
	3. 伝承者等の養成の指導者・回数等、用具・衣装等の整備内容、映像記録等の仕様、公開・交流活動の会場や参加者等の具体的内容
取り組み状況の概要等	1. 伝承している内容(目的、行事、様式等)と、その起源および沿革(歴史性、伝統性)について (1)活動の目的・由来・歴史 (2)構成などの特徴や希少性 (3)行事の一部である場合は、行事全体の流れを記入して下さい。
	2. 現在の継承活動の実施状況、地域伝統文化振興への取り組み状況
	3. 助成を必要とする事情
	4. 文化財指定・選択の有無 ・文化財に指定されたことが (ある ・ ない) (ある場合は、指定年月日、指定機関、指定種別、指定名称を記入) 年 月 日 指定・選択 指定種別 指定名称
今後の運営計画	1. 後継者の育成計画等
	2. 今後の活動計画

III. 予 算 書

事業の名称		団体等の名称	
事業内容	申請額	積算内訳	
1. 伝承者等の養成	円		
2. 伝承用の用具衣装等の整備	円		
3. 映像記録等の作成	円		
4. 公開・交流活動	円		
5. 合計	申請額計 円	総事業費	円

(注) 関係書類を添付して下さい。

令和 年度地域伝統文化振興支援事業報告書

①団体名（ふりがな）		②事業の名称（ふりがな）	
③ 補 助 事 業 内 容	1	伝承者等の養成	
	2	伝承者の用具衣装等の整備	
	3	映像記録等の作成	
	4	公開・交流活動	

担 当 者 連 絡 先	氏名（ふりがな）	
	連絡先 (TEL)	(FAX)

④決算書

団体名	事業の名称
-----	-------

項 目	金 額	備 考
助成金額	円	

事 業 内 容	決 算 額	内 訳
1 伝承者等の養成	円	
2 伝承者の用具衣装等の整備	円	
3 映像記録等の作成	円	
4 公開・交流活動	円	
5 合計	円	

(注) 関係書類を添付して下さい。

令和 年度地域伝統文化振興支援事業支払依頼書

令和 年 月 日

一般財団法人兵庫県市町職員互助会代表理事 様

〒

住 所

団体名

代表者職・氏名

令和 年 月 日付兵市互第 号で助成金決定を受けた事業について、下記のとおり助成金の支払いをお願いします。

記

1 伝統文化の名称（保存伝承事業名）

2 助成金額

金 円

3 助成経費振込先

(1) 銀行名

(2) 支店名

(3) 口座種別

(4) 口座番号

(5) 口座名義（カナ記入）

（カナ）

（名義）

令和6年度地域伝統文化振興支援事業の実績について

市町名	団体名	助成内容
豊岡市	出石町大名行列保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (駕籠かき衣装及び奴用帯の新調)
丹波篠山市	丹波篠山市菊花同好会	・ 伝承者の養成 (月例研修会講師指導料等) ・ 公開交流活動 (菊説明・解説看板作成費等)
養父市	葛畑農村歌舞伎伝承会	・ 公開交流活動 (舞台設営委託費等)
	関宮区	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (御輿巡業衣装一式の新調)
丹波市	柿柴東自治会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (水引幕の新調)
南あわじ市	城家布団檀尻保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (布団檀尻の欄間の修繕)
	五分一町だんじり保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (宮太鼓革両面張替え等)
	的射の儀 保存会	・ 伝承者の養成 (指導費) ・ 伝承用の用具衣装等の整備 (矢、弦、下駄雪駄等の新調) ・ 映像記録等の作成 (撮影・編集一式)
淡路市	生穂浜町内会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (たんじり布団生地等の修繕)
	東桃川町内会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (太鼓の革の張替等修繕)
	明神町内会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (子ども用法被等の購入)
6市11団体		

多可町	加美町西脇区	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (神社幕一式の新調)
	岩座神集落	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (幟旗ポールの更新)
	天田自治会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (神社拝殿幕等の新調)
市川町	澤中部壮年会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (神輿屋根並びに台車等修繕)
	西川辺祭り保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (梵天金具めっき修繕)
	西川辺東区自治会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (屋台台車の取替え)

市町名	団体名	助成内容
福崎町	鍛冶屋自治会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (乗り子法被の新調)
	桜区自治会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (裃天の新調) ・ 映像記録等の作成 (伝統行事継承動画の作成)
	西野祭り保存会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (奉納幟、提灯等の新調)
神河町	神河町栗賀町区・中村区	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (御輿渡御用衣装の新調)
	神河町加納区	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (幟ポールの設置)
	神河町高朝田区	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (大屋台太鼓張替え等修繕)
太子町	広坂自治会	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (神輿台輪の新調)
上郡町	山野里獅子保存会	・ 伝承者等の養成 (獅子舞の養成冊子の作成) ・ 伝承用の用具衣装等の整備 (獅子、天狗衣装、獅子用足袋の購入)
佐用町	佐用町まちかどカメラマン協議会	・ 映像記録等の作成 (祭り・歴史自然：政策企画、資料収集、撮影、編集委託料等)
	奥金近「足半踊り」保存会（奥金近自治会）	・ 伝承用の用具衣装等の整備 (踊りゆかた、帯、編み笠等の新調)
7町16団体		
合計6市7町27団体		

本会構成市町

豊岡市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、神河町、市川町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町

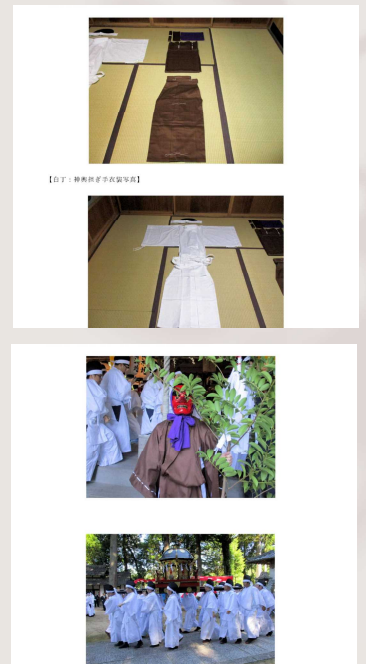
R6年度実績(3事例)

粟賀町・中村区：100万円補助

埋田神社 神輿渡御用衣装更新事業

粟賀町中村区合同で実施の「神輿渡御」の衣装を新調

- ①担ぎ手の白丁セット40着(上衣・下衣・帽子)
- ②猿田彦の衣装一式(写真3枚目)



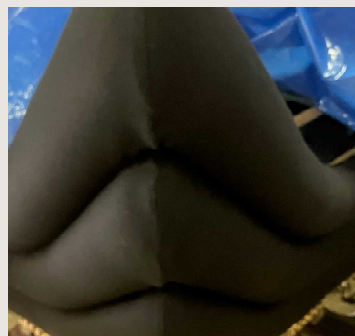
1

高朝田区：100万円補助

地域歴史伝統文化継承事業(大屋台整備事業)

高朝田大屋台を修理修繕

- ①大屋台太鼓張替
- ②大屋台布団屋根修理
- ③大屋台高欄中ギボ修正



2

加納区：100万円補助

八幡神社幟旗掲揚ポールアルミ化事業

八幡神社参道に掲揚している支柱を竹製からアルミニウム製へ取替

- ・アルミ製ポールを2か所に設置



R4年度～R5年度実績概要(4件)

- ・鍛冶区(子供屋台修復・修繕事業)
乗り子衣装、高欄掛け修理
- ・本村区(神輿台車設置整備事業)
安全のため、神輿に台車を設置
- ・吉富区(春日神社継承に伴う備品衣装等の整備事業)
提灯の新調、天狗の衣装、とんぼ花嫁道中の担ぎ手衣装の新調
- ・山田区(大年神社ののぼり更新事業)
のぼり旗の新調

★ 令和7年度
各ブロック地域自治協議会総会(定期総会)日程について

(令和7年3月27日現在)

ブ ロ ッ ク	ブロック代表 (予定・未定含む)	総会日時 / 場所	備考
	事務局集落支援員		
越 知 谷	笹倉 昭彦	令和7年4月25日(金)19:00～ 大畑コミュニティセンター	定期総会
	足立 知穂 (高木 浩)		
粟 賀 北	堀口 利之	令和7年4月20日(日)13:00～ 山田区 新生館	定期総会
	(萩原 幸亮)		
粟 賀 南	太田 雅己	4月末頃予定 (※昨年は4月29日(月・祝)19:00～ かみかわ移住定住サポートセンター)	定期総会
	山下 裕太		
大 山	船田 穰	令和7年4月25日(金)19:00～ 杉営農センター	定期総会
	新海 一美		
寺 前	藤原 謙治	令和7年4月27日(日)10:00～ 寺前地域交流館	定期総会
	山下 詔和		
小 田 原	立岩 直樹	令和7年5月11日(日)13:30～ 南小田農村環境改善センター	定期総会
	立岩 千咲		
長 谷	大仲 正記	令和7年5月31日(土)19:00～ センター長谷	定期総会
	小林 希世美		
	(藤原 登志幸)		

区長会資料

令和 7 年度
一般会計当初予算の概要

令和 7 年 4 月 24 日
総務課財政担当

令和7年度 会計別当初予算額の状況

(単位：千円)

会計区分	令和7年度当初予算		令和6年度当初予算		当初予算増減額		増減率 (%)	
	総額	一般財源	総額	一般財源	総額	一般財源	総額	一般財源
1. 普通会計	10,215,491	6,443,393	9,535,170	6,400,904	680,321	42,489	7.1	0.7
(1) 一般会計	10,131,000	6,463,368	9,414,000	6,420,879	717,000	42,489	7.6	0.7
(2) ケアステーション事業特別会計	97,048	0	87,848	0	9,200	0	10.5	0.0
(3) 産業廃棄物処理事業特別会計	6,415	0	52,622	0	△ 46,207	0	△ 87.8	0.0
(4) 寺前地区振興基金特別会計	3,230	0	2,956	0	274	0	9.3	0.0
(5) 長谷地区振興基金特別会計	3,412	0	3,358	0	54	0	1.6	0.0
単純計	10,241,105	6,463,368	9,560,784	6,420,879	680,321	42,489	7.1	0.7
2. 国民健康保険事業特別会計	1,267,036	0	1,326,289	0	△ 59,253	0	△ 4.5	0.0
3. 後期高齢者医療事業特別会計	223,830	0	217,471	0	6,359	0	2.9	0.0
4. 介護保険事業特別会計	1,571,819	0	1,605,768	0	△ 33,949	0	△ 2.1	0.0
5. 土地開発事業特別会計	87,795	0	87,747	0	48	0	0.1	0.0
6. 訪問看護事業特別会計	153,690	0	148,618	0	5,072	0	3.4	0.0
小計	13,519,661	6,443,393	12,921,063	6,400,904	598,598	42,489	4.6	0.7
単純計①	13,545,275	6,463,368	12,946,677	6,420,879	598,598	42,489	4.6	0.7
企業会計②	424,684		411,523		13,161		3.2	
水道事業会計(3条支出予定額)	627,473		637,897		△ 10,424		△ 1.6	
公立神崎総合病院事業会計(3条支出予定額)	3,789,471		3,675,962		113,509		3.1	
総合計①+②	18,386,903		17,672,059		714,844		4.0	

(注) 普通会計は、一般会計、特別会計間の繰り入れ、繰り出しを純計したものである。

令和7年度神河町一般会計等予算概要説明書

1. はじめに

第123回神河町議会定例会の開会にあたり、令和7年度の予算並びに諸議案のご審議に合わせて、私の町政に対する所信の一端を申し述べます。

改めまして、新年度を迎えるにあたりまして、これまでの町政課題の取組に対し、町民の皆様をはじめ、議員の皆様、そして各方面の皆様に絶大なるご理解ご協力を賜り、町政運営ができましたこと、心より感謝申し上げます。

まず、6,400名を超える尊い命が失われた阪神・淡路大震災から丸30年を迎えました。改めて、被災された方々に対し、深く哀悼の意を表します。

神河町においても、阪神・淡路大震災の経験や教訓を未来へ継承する（「忘れない」「伝える」「活かす」「備える」そして「繋ぐ」）を踏まえた「安心安全のまちづくり」に住民の皆様、関係機関等と連携し全力で、取組んでまいります。

さて、令和7年度は旧神崎町と旧大河内町が合併してから20周年という節目の年です。本日まで神河町が地域資源を生かしつつ、魅力のあるまちづくりができたのも、ひとえに町民の皆様と神河町を応援してくださった方々のお陰と心から感謝申し上げます。

神河町の最大の政策課題は、人口減少を克服して、持続可能なまちの実現にあります。国の地方創生は10年経過して、これから「地方創生2.0」として新たなスタートを切ります。

神河町も国と連動して、この間地方創生総合戦略5カ年計画を2期にわたって、人口減少対策と地域の活性化に取り組んでまいりました。この10年において一定の成果は見られたものの、少子化と人口流出増加は今も進みつつあります。

一方、この間において2050神河将来ビジョン、神河町長期総合計画（後期基本計画）を策定し連動させながら、地方創生の各種事業に取り組んでまいりました。

そして、令和6年度新たに策定しました神河町第3期地方創生総合戦略と、2025年、令和7年が神河町誕生20年の節目であることも含めて、神河町地域創生の新たな飛躍の年と位置付けて、人口ビジョン、人口動態、次の5年間を社会増いわゆる転入超過となる各種政策展開を推進し、子どもからお年寄りまでが神河町が楽しい、神河町が安心して暮らせると思える。特に若者が住み続けられる、住み続けたいと思えるまちづくりを全力で取り組んでまいります。引き続き、町民の皆様はじめ関係者の皆様方のご支援をよろしくお願い申し上げます。

まずは、町制20周年記念式典を中心に、図書コミュニティ公園「桜空」の7月オープンに向け取り組んでまいります。この「桜空」については、多世代が集い、健康と学びを育む拠点施設として、歴史と文化が調和する新たなまちのランドマークとなる施設を目指してまいります。

次に、子育て支援、人口対策です。全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談機関として、健康福祉課に「すくすく子育て家庭センター」を設置し、子育て世帯

の訪問等、より支援を充実させ、切れ目ない支援をしてまいります。

人口対策では、地域活性化企業人推進事業を活用し、サテライトオフィスの創設及び活用促進を図るとともに、有機農業体験や空き家利活用など継続して取り組んでまいります。

教育環境の充実として、寺前幼稚園の長寿命化改良工事や GIGA スクールに利用するタブレット等の更新を図ってまいります。

山の再生では、30年・50年後の神河町の豊かな森構想の実現に、引き続き取り組んでまいります。

安心安全なまちづくりとして、防災行政無線不感エリア対策として、スマートフォンやタブレットでも音声が届くアプリ連携事業に取り組めます。また、各区からの要望の多い、河川環境整備についても引き続き取り組んでまいります。

続いて、「自治体 DX の推進」です。デジタルの活用については、神河町の実情に応じて、地域活性化、交通・福祉をはじめとした地域課題の解決、誰もがデジタル化のメリットを享受できるデジタルデバインド対策に取り組んでまいります。

これらの事業を進めるため、令和7年度予算は、国の令和6年度補正予算、特に地方創生2.0の展開のため創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」などを最大限活用し、令和6年度補正予算と一体として、令和7年度町政運営の基本方針に沿って編成いたしました。

最後に、地域・住民の皆様が、健康で安心して暮らし、元気で輝ける神河町の元気づくり、これまで築いてきた絆をさらに強固なものとし、未来に向け、皆様一人ひとりが主役となり、共に神河町をつくり上げていく、そのような「協働のまちづくり」の実現を目指し、努力してまいります。

引き続き、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2. 国の動向

政府は、「令和7年度予算編成の基本方針」を閣議決定するとともに、「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」を閣議了解し、これに基づいて令和6年12月27日、令和7年度一般会計歳入歳出概算を閣議決定しました。

令和7年度一般会計歳入歳出概算は、「令和7年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成されています。

最重要課題は、全ての世代の現在・将来の賃金・所得の増加であり、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済を実現し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を確実にすることとしています。国民一人一人の生産性と所得を向上させる全世代のリスクリング支援、成長分野への労働移動の円滑化など、三位一体の労働市場改革を推進することとしています。

また、地方こそ成長の主役であるとし、新たな地方創生施策（「地方創生2.0」）を展開するため、「新しい地方経済・生活環境創生本部」（令和6年10月11日設置）において、今後10年間集中的に取り組む基本構想を策定することとしています。

その他、2050年カーボンニュートラルを目指したグリーン社会、地域・くらしの脱炭素化やサーキュラーエコノミーの実現、避難所環境の整備など、防災・減災及び

国土強靱化の取組の推進、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を実施し、誰一人取り残されない安心・安全な社会の実現を目指し、全世代型社会保障の構築、健康寿命の延伸による生涯活躍社会の実現、公教育の再生、女性や高齢者の活躍・参画の推進、障害者の社会参加や地域移行の推進、孤独・孤立対策・就職氷河期世代のリスクリングの支援等において取り組むとしています。

3. 神河町の財政状況

令和5年度決算において、財政の健全性を示す健全化判断比率のうち実質公債費比率については令和4年度から0.2ポイント上回り11.9%、財政構造の弾力性を示す経常収支比率については3.2ポイント上回り93.1%となりました。両比率とも依然として類似団体より高い水準で推移し、「起債余力」「弾力性」が弱く財政構造の『硬直化』に歯止めがかかっていない状況が続いています。

また、一般会計の財政調整基金の令和5年度末残高は19億143万9千円、令和6年度末の残高見込は16億5,400万円（12月補正時点）、粟賀小学校跡地整備、次期ごみ処理場の整備、中播消防署の移転建替え等の大型投資が重なり、地方交付税で元利償還費用の措置のある過疎対策事業等を有効に活用し、財政調整基金に頼らない収支均衡予算を目標に取り組みましたが、財政調整基金の残高は2億4,743万9千円減の見込みです。

改めて、「歳入に見合った歳出」（いわゆる財政調整基金に頼らない収支均衡予算）、将来の標準財政規模を見越した「身の丈」にあった予算執行を目指す必要があります。

また、人口減少は厳しく、30年先のまちのあるべき姿を4年度に策定した2050神河将来ビジョンを基本に見据え、それに向けた行財政の運営、公共施設の適正化、人材育成等、引き続き、自治体経営の中長期的な議論が求められています。

現状求められる行政需要の増加に対応して行くには、「事務事業の効率化、各施設の健全運営」と「財政規律の堅持」「財政運営の質の向上」すなわち、適時適切な選択による重要施策への財源配分と効率的な執行が、重要になってまいります。

4. 町政運営の基本方針

令和7年度の町政運営は、引き続き「2050神河将来ビジョンの実現に向けて」“まち全体の目指すべき姿”～変わらない風景を未来の世代へ～

- ① 山の再生と保全・活用
- ② 川の再生と保全・活用
- ③ 農・田園環境の保全・活用
- ④ 歴史的景観の保全・活用
- ⑤ 環境保全・再生可能エネルギー等の活用
- ⑥ 環境・景観を守るための人づくり

をキーワードとして、第2次神河町長期総合計画（後期基本計画）を柱として、引き続き第3期地域創生総合戦略を中心とした施策に取り組むとともに、健全な財政運営の

確立に最大限配慮しながら、『持続的発展』を目標に町政運営に取り組んでまいります。

各種政策ですが、先ず令和7年度は「神河町制20周年」の節目の年となります。町制20周年記念式典を中心に、図書コミュニティ公園「桜空」のオープンに向け取り組んでまいります。

「安心安全のまちづくり」では、東日本大震災や能登半島地震を始めとする自然災害、そして阪神・淡路大震災30年事業（「忘れない」「伝える」「活かす」「備える」そして「繋ぐ」）を踏まえ、住民の皆様、関係機関等と連携し、取り組んでまいります。

特に、避難所環境の整備が非常に重要です。トイレ関係用品など備蓄品の充実をさらに図ってまいります。

そして、防災行政無線の不感エリア対策では、国の令和6年度補正予算の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用し、防災行政無線アプリ連携事業により対応してまいります。

加えて、消防機能では、神崎郡3町で取り組む中播消防署本署・出張所の移転建替えが本格化します。本署は令和8年度、出張所は本年度完成に向け、関係機関等と連携して進めてまいります。

その他、町設置防犯カメラの増設を引き続き図ってまいります。

続いて、「自治体DXの推進」です。デジタルの活用については、この2月から一部の医療機関ではありますが、福祉医療証を持参しなくてもマイナンバーカードで受診できるサービスを開始しました。今後とも、神河町の実情に応じて、地域活性化、交通・福祉をはじめとした地域課題の解決、誰もがデジタル化のメリットを享受できるデジタルデバインド対策に取り組んでまいります。

基本となる「地方公共団体情報システムの標準化・共有化」は令和7年度に取り組むこととし、その事業費は3億円をこえる大型なものとなります。その他、防災アプリ同様に、国の令和6年度補正予算の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用し、災害情報など住民公開型の地理情報システムの整備にも取り組みます。

「子育て支援、人口対策」では、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談機関として、健康福祉課に「すくすく子育て家庭センター」を設置し、子育て世帯の訪問等、より支援を充実させ、切れ目なく対応していきます。

人口対策では、地域活性化企業人推進事業を活用し、サテライトオフィスの活用促進を図るとともに、有機農業体験や空き家利活用など継続して取り組んでまいります。

次に、「教育環境の充実」です。全幼稚園・小中学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクール事業を開始してまいります。また、教育環境整備では、寺前幼稚園長寿命化改良工事、ギガスクール構想タブレット更新、学校施設のLED化などに取り組んでまいります。

「その他」、病院改革の推進、河川環境整備等山・川・田園の保全活用、国際交流と観光施策についても、継続して取り組んでまいります。

「ハートがふれあう住民自治のまち」の実現に向けて、「ハートが安らぐまちづくり」、「ハートが賑わうまちづくり」、「ハートが繋がるまちづくり」を基本とし、町民の皆様とともに「大好き！私たちの町 かみかわ」をしっかりと共有し、町政運営に全力で取り組んでまいります。

5. 令和7年度の予算編成

令和7年度の一般会計当初予算の総額は、対前年度比7億1,700万円、7.6%増の101億3,100万円の大型予算案となりました。

令和7年度予算は、国の令和6年度補正予算、特に地方創生2.0の展開のため創設された「新しい地方経済・生活環境創生交付金」、補正予算債などを活用し、令和6年度補正予算と一体として、令和7年度町政運営の基本方針に沿って編成しました。

予算の編成にあたっては、令和5年度決算における財政状況と監査員及び議会の認定における指摘事項に留意しながら、各種事務事業の検証をもとに、スクラップアンドビルドを基本に財政調整基金に頼らない、そして過度に地方債に依存しない予算編成を基本に据えながらも、喫緊の行政課題に対応するため、積極的な財源配分を行いました。

職員・会計年度任用職員の人件費の増加もさることながら、賃上げに伴う価格高騰が、歳出需要を増嵩させ、予算総額の大幅増加につながっています。

また、あらたな投資として、地方公共団体情報システム標準化、消防署の建替えでは前年比約8億4,000万円の増額となりました。

限られた財源の中で、大変厳しい財政運営が求められた予算編成となりましたが、第3次神河町行財政改革大綱のテーマでもあります「地方創生の流れに乗った一歩踏み込んだ改革」を意識した課題の選択と集中に取り組む予算案となりました。

歳入では、財政調整基金の繰入が、対前年比3,600万円減の3億円、一般会計の基金の総繰入額は5億4,328万8千円となりました。

また、地方債の発行予定額は、実質公債比率の悪化につながらないように留意しながら、過疎・辺地債など有利な起債の活用にも努めるとともに、令和7年度予算案の中核である「安心安全のまちづくり」に積極的に取り組むため、緊急防災・減災事業債を最大限活用することとしています。地方債発行予定額は、対前年比2億1,780万円増の11億4,600万円となりました。

歳出では、人件費関係で、14億2,884万2千円となりました。

また、公債費の元金償還金は、対前年度比1,189万9千円増の12億7,663万8千円となっています。人件費と公債費を合わせると約27億円となり令和5年度決算の標準財政規模約54億円の50%となっています。

このように、非常に厳しい財政状況ではありますが、限られた財源の中で、課題の選択と集中に取り組み、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営の透明性を高め、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することができるように、さらに取り組んでまいります。

6. 主要施策の取り組みについて

これから、ご審議をいただきます。令和7年度当初予算案は、別冊のとおりで、ここでは最重点施策の「2050神河将来ビジョン」「神河町地域創生総合戦略」を踏まえ、「第2次神河町長期総合計画の6つの基本目標」に沿ってその主な概要を説明いたし

ます。

～ 第2次神河町長期総合計画

「3つの基本的な考え方」と、「基本目標（6本柱）」～

「ハートが安らぐまちづくり」

① 郷土を愛し、次世代を担う人材を育てる

（子育て、教育、生涯学習・スポーツ、歴史・文化）

保育所や幼稚園での幼児教育につきましては、引き続き、ニーズに応じた質の高い保育や教育の提供に努め、充実を図ってまいります。

物価高騰の影響を受けている子育て世代を支援するため、国の重点支援交付金を活用し令和6年度に引き続き、保育所・認定こども園に通う保護者に給食費を支援いたします。

学校教育につきましては、第4期かみかわ教育創造プラン(令和7～11年度)を基本とし、神河町の教育をめぐる現状と課題を踏まえ、実施・検証を見通した「ふるさとを愛し心豊かで自立する、神河の人づくり」を基本に、よりよい教育環境の充実と知徳体の調和の取れた教育の推進に努め、ふるさと神河への愛着と誇りを持った心豊かな人材を育ててまいります。

学校給食費は、物価高騰の影響を受けている子育て世代を支援するため、国の重点支援交付金を活用し、令和6年度に引き続き小中学校及び幼稚園に通うこども達の保護者の負担軽減を図るため、給食費の半額を補助し、支援をおこないます。

神河町の将来を担う青少年の健全育成では、青少年補導委員会を中心に関係機関の連携協力のもと、その活動の充実・強化を図ってまいります。

神河町の文化財を活用した地域づくりについて、引き続き推進していくとともに、町史編さんについては、令和7年3月に第1巻、令和7年9月に第5巻を発刊いたします。

生涯教育や芸術・文化の振興につきましては、事業の在り方を踏まえ、公民館を拠点に、要望やニーズに沿った教室を設け、引き続き生涯学習の機会を提供し、一般公演についても内容の充実をさらに図ってまいります。

社会教育・社会体育施設につきましては、住民の皆様に、健康づくりの拠点として利用していただけるよう適切な維持管理に努め、更に各種教室やスポーツ大会の開催を通じたスポーツの振興にも引き続き取り組んでまいります。

スポーツをはじめ各分野で活躍する「かみかわっ子」を広く紹介するとともに情報発信に努め、地域への愛着の育みを応援していきます。

・ 神崎高校夢実現プロジェクト支援金事業	150万円
・ 子どもを健やかに生み育てる支援金支給事業	240万円
・ 出産お祝い品贈呈事業	14万円
・ 児童手当支給事業	1億7,607万円
・ 保育所運営事業	2億3,204万円
・ 重点支援交付金：児童福祉施設給食費等支援事業	110万円

・不登校対策プロジェクト事業	834万円
・スクールソーシャルワーカー事業	90万円
・スポーツ・文化競技大会出場激励金事業	78万円
・「かみかわっ子」ふるさと育成事業	381万円
・コミュニティ・スクール事業	59万円
・神河町小中学校等入学子ども未来応援支援金事業	441万円
・小学校管理、施設修繕整備事業（3校）	7,503万円
・中学校管理、施設修繕整備事業（1校）	5,534万円
・幼稚園管理、施設修繕整備事業（3園）	692万円
・自然学校推進事業	312万円
・小学校要保護・準要保護児童、特別支援学級就学援助事業	441万円
・中学校要保護・準要保護児童、特別支援学級就学援助事業	398万円
・スクール・サポート・スタッフ（小・中学校）配備事業	693万円
・中学校部活動指導員配置事業	235万円
・トライやる・ウィーク事業	60万円
・外国語指導助手活用事業	484万円
・幼稚園預かり保育事業	85万円
・学童保育クラブ事業	3,253万円
・文化財（保存、計画、発掘調査）事業	1,198万円
・町史編纂事業	1,799万円
・二十歳の集い事業	70万円
・公民館管理運営事業	4,677万円
・公民館事業（シニアカレッジ、教室、文化祭、美術展、公演）	1,078万円
・児童センター管理運営事業	611万円
・子育て学習センター事業	82万円
・新規：図書コミュニティ公園管理運営事業（人件費含む）	1億72万円
・社会体育施設管理事業	1億1,507万円
・スポーツ事業（各種教室、大会）	210万円
・学校給食事業	8,141万円
・重点支援交付金：学校給食費等支援事業	1,503万円
等 計	15億4,921万円

② 安心して暮らせる環境をつくる

（地域福祉、高齢者福祉・介護、障がい者福祉、健康・医療）

若い世代の所得の増加と社会全体の構造・意識の変革、全てのこども・子育て世帯に対し切れ目のない支援を行う観点から、「こども未来戦略」で示された「こども・子育て支援加速化プラン」を踏まえ、地域の実情に応じた創意工夫に基づく、より効果的な施策を見極めながら、安心して子どもを産み、子育てできる環境づくりに向け、引き続き総合的な対策を進めてまいります。

妊婦の支援として、出産・子育て応援給付金、伴走型相談支援など妊婦等包括支援給付金事業を進めます。

新たに健康福祉課に設置する「すくすく子育て家庭センター」では、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談機関として、子育て世帯への訪問等、より支援を充実させ、切れ目のない取り組みを進めます。

また、母子保健医療対策総合支援、妊婦健康支援、特定不妊・不育症の助成などの母子保健医療の充実に取り組めます。

高齢者の暮らしを支えるため、何歳になっても元気で暮らせるよう地域住民との連携・支えあいを基本とした、福祉・保健・医療の充実を図りながら、健康長寿のまちづくり、安全・安心を感じられる地域社会の実現に向けた各種の施策を実施してまいります。介護予防教室の開催、老人クラブ活動・地域住民グループ活動への支援、人生いきいき住宅助成事業などの施策を継続して実施してまいります。

国民健康保険事業につきましては、より一層の健全な運営を図りながら、国民健康保険被保険者の健康を保持・増進するためのより効果的な保健事業に引き続き取り組んでまいります。保険者が減少するなか、国民健康保険事業財政の安定化に向け、県の動向を見ながら、標準税率化を図っていきます。

介護保険制度における介護予防・生活支援につきましては、引き続き総合事業の取組の中で、支援を必要とする方のニーズを把握しながら介護予防・生活支援サービスを提供するとともに、認知症高齢者に対する地域での見守りや相談等にしっかりと取り組んでまいります。

神河町社会福祉協議会に委託している生活支援コーディネータと共に、元気な高齢者をはじめとする多世代の地域住民が担い手となって参加する住民主体の活動をはじめ、多様な主体によるサービスの提供体制を構築し、地域の支え合い体制づくりを推進してまいります。

地域包括ケアシステムの推進につきましては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、より適切な支援・サービスを提供していくために引き続き、神崎郡在宅医療・介護連携支援センターにおける郡での取り組みや、町での医療・介護関係者間での連携・協力のもと、検討した具体策を段階的に実施してまいります。

障がい者福祉の取組につきましては、個々のニーズに対応した自立支援給付や地域生活支援等の福祉サービスの提供に当たってまいります。また、神河町社会福祉協議会「ひと花」、民間による施設整備への支援など、適切なサービスの利用を進めてまいります。また、手話言語条例を制定し、手話が言語であるとの認識に基づき、手話言語の理解とその普及に努め、ろう者を含む誰もが尊重し合い、心豊かに安心して生活できる地域共生社会の実現を目指します。

後期高齢者医療事業につきましては、団塊の世代の後期高齢入りを踏まえ、広域連合と連携しながら、さらに適正な実施に努めてまいります。

町民の皆様の健やかな生活を支える保健・医療の取組につきましては、公立神崎総合病院と連携しながら、町民自らの自主的な健康づくりに取り組む意識の形成を図ってまいります。また、町ぐるみ健診(特定基本健診)の受診率アップを目指します。

個々の健康状態を把握するとともに、がん検診等によるがんや特定疾病の早期発見、早期治療に繋げ、住民の皆さんの健康保持・増進を図ってまいります。

公立神崎総合病院につきましては、地域の医療を担う中核病院として、引き続き、

医療体制の確保に努め、診療機能の質的向上を図ってまいります。

また、喫緊の課題である経営改善については、病院事業の経営強化に総合的に取り組むための指針「公立神崎総合病院経営強化プラン（令和6～9年度）」の着実な実行と戦略目標である「地域密着型多機能病院の推進」に町と病院が一体となって取り組んでまいります。

病院の経営改善は、「立ち止まることも、後戻りすることもできない」非常に厳しい段階を向かえています。病院職員が一丸となることはもちろん、町と病院が一体となって、この難局を乗り越えて、住民の皆様に愛され、頼りにされる病院の役割を果たせるよう全力で取り組んでまいります。

・ 医師確保対策	神戸大学寄附講座設置事業	3,300万円
・ //	神戸大学医学部研究科腎泌尿器科先端技術 開発寄附金事業	2,000万円
・ //	医師修学資金貸与事業(1人)	240万円
・ 防犯対策事業		424万円
・ 公立神崎総合病院会計繰出事業		5億2,750万円
・ 重点支援交付金：公立神崎総合病院物価高騰対策支援事業		1,750万円
・ 国民健康保険事業特別会計繰出金		8,887万円
・ 介護保険事業特別会計繰出金		2億5,644万円
・ ケアステーション事業特別会計繰出金		2,261万円
・ 後期高齢者医療制度事業		2億3,609万円
・ 民生児童委員、協力委員事業		629万円
・ 社会福祉協議会運営補助事業		3,324万円
・ 人生いきいき住宅助成事業		415万円
・ ひきこもりサポート事業		72万円
・ 成年後見制度利用促進体制整備推進事業		14万円
・ 特殊詐欺等被害防止対策事業		50万円
・ 老人保護措置事業		1,047万円
・ 老人クラブ助成事業		476万円
・ 長寿祝金事業		182万円
・ 障害者自立支援給付等事業		3億5,710万円
・ 障害者地域生活支援事業		938万円
・ 障害者日常生活用具、補装具給付事業		650万円
・ 障害者、高齢者医療費・乳幼児医療費助成事業		8,428万円
・ 心身障害者（児）就学及び職業訓練等助成事業		242万円
・ グループホーム利用者家賃助成事業		178万円
・ 健康づくり対策事業（予防接種、各種検診ほか）		7,172万円
・ 妊婦等包括支援事業		369万円
・ 乳幼児健診事業		102万円
・ 保健福祉センター管理運営事業		474万円
・ 川上・上小田診療所運営事業		470万円

③ 美しく安全なまちを築く

(自然環境・地域景観、生活環境、地域情報基盤、防災、防犯・交通安全)

「2050 神河将来ビジョンのまち全体のめざす姿」は、変わらない風景を未来の世代に引き継ぐことです。

恵まれた美しい山・川・田畑の自然環境、そしてそこに住む人々の地域や生活など環境の保全、活用を図ってまいります。

特に、神河町の87%を占める山林の再生は不可欠です。森林が持つ経済的な価値、近年の豪雨災害から地域を守る保水機能、そして野生動物の生息の場の保全であり、この森林の恵みを改めて享受する仕組みづくりが、持続可能なまちづくり、住み続けられるまちづくり、そしてSDGsの理念につながっていくものです。

引き続き、「2050 神河将来ビジョン」の中核事業、農林業の再生推進事業に取り組んでまいります。

次期ごみ処理施設の整備については、中播北部行政事務組合及び神崎郡3町が連携し、令和10年度供用開始に向けて取り組んでまいります。

地球温暖化対策については、「クールチョイスなまち宣言」、「ゼロカーボンなまち宣言」そして「世界首長誓約の署名」を通し、令和5年度に策定した「神河町脱炭素化施策展開事業計画」に基づき、2050ゼロカーボンの実現に取り組んでまいります。

集落に点在している老朽化した危険な空き家等につきましては、空き家等実態調査によるデータを活用し、その適正管理に努めてまいります。

水道事業につきましては、経営戦略に基づいた施設の管理運営に取り組むとともに、機械類の更新、そして老朽化した管路の耐震化を引き続き実施してまいります。また、近隣市町との広域連携・共同化にも積極的に取り組んでまいります。

下水道につきましては、経営戦略に基づいた施設の管理運営に取り組んでいくとともに、施設の効率化と維持管理コストの削減を目的とした施設の統廃合・長寿命化を進めてまいります。

神河町のCATV、高速インターネットにつきましては、引き続きサービスの充実と適切な管理運営に努めてまいります。

消防・防災につきましては、近年、多発している自然災害に備え、地域の防災力を高めるとともに、災害警戒態勢の強化を図ってまいります。

また、地域防災の要として町民の生命と財産を守るという大きな使命を担っている消防団の更なる防火防災体制を強化していくとともに、初期消火活動に必要な消防施設設備の整備や、消防団員が安心して活動できるための装備備品の充実を進め、併せて団員の確保に努めてまいります。また、自主防災組織の強化として、消防団OBを中心として、防災士の確保を引き続き推進していきます。

防災行政無線の不感エリア対策では、国の令和6年度補正予算の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用し、防災行政無線アプリ連携事業により対応してまいります。

常備消防としての姫路市消防事務委託については、姫路市消防を含め郡内3町で進める消防署本署・出張所の移転建替えが本格化します。本署は令和8年度、出張所は

本年度完成に向け、関係機関等と連携して進めてまいります。

防犯対策につきましては、防犯カメラの増設を進め、犯罪の抑止・防止に努めてまいります。また、費用対効果が高い「録音機能付き電話機」「電話機設置の録音チュウ」等犯罪の抑止・防止策について、引き続き実施していきます。

河川の環境整備については、引き続き、県土木事務所と連携し、樹木再繁茂抑制対策工事により、抜本的な解消を図ってまいります。

阪神・淡路大震災から30年の年、改めて、震災の経験や教訓を未来へ継承する（「忘れない」「伝える」「活かす」「備える」そして「繋ぐ」）を踏まえ、「安心安全のまちづくり」に住民の皆様、関係機関等と連携し、取り組んでまいります。

とりわけて避難所環境の整備が非常に大事と考えています。トイレ関係用品など備蓄品の充実をさらに図るとともに、「避難所の生活環境の改善」を想定し、トイレカー、キッチンカー、シャワーカー・仮設入浴設備等の整備を国・県の補助メニューを活用しながら検討してまいります。

・交通安全施設整備事業	945万円
・CATV 管理運営事業（指定管理料等）	1億3,692万円
・消費者行政推進対策事業	274万円
・水道事業会計繰出金事業	9,320万円
・神崎郡北部火葬場運営事業	2,024万円
・地球温暖化対策事業（未来塾等）	399万円
・中播北部クリーンセンター運営事業（次期ごみ処理施設建設費含む）	4億7,911万円
・中播衛生施設負担金事業（福崎：中播衛生センター）	6,686万円
・下水道事業会計繰出事業	3億595万円
・農村地域防災減災事業（ため池）	730万円
・治山治水補助事業	671万円
・河川改修事業	2,171万円
・河川環境整備事業（樹木再繁茂抑制対策工事等）	1,700万円
・土砂災害情報相互通報システム管理事業	762万円
・簡易耐震診断推進事業	13万円
・ひょうごの住まい耐震化促進事業	120万円
・空き家等適正管理運営事業	29万円
・特定空き家等除去・修繕事業	842万円
・姫路市消防事務委託事業	2億1,971万円
・常備消防事業（中播消防署移転建替事業）	6億6,231万円
・非常備消防団活動事業	3,018万円
・非常備消防団退職報償金支給事業	3,931万円
・消防施設管理、整備事業	2,279万円
・防災行政無線運営事業	1,951万円
・災害対策・防災備蓄・自主防災・IP無線・地域防災事業	1,991万円

「ハートが賑わうまちづくり」

④ 人が行き交い、出会うまちを創造する

(土地利用、道路・交通、交流、定住促進)

人口減少が続いている本町にとって、地域コミュニティの低下による地域の活力維持が課題となっています。現在、神河町に住んでいる若者に将来にわたって住み続けてもらうために、若者が住んでみたいと思えるまちづくりをこれまで強力に推進してきました。引き続き、若者定住施策を促進させ、危機感を持って若者定住施策に取り組んでまいります。

神河町に住み続けておられる住民の皆様にも、引き続き、住み続けていただくための施策展開、サービス提供に努めてまいります。

個人財産の保護や経済活動をより促進させるため、町全域において地籍調査を継続して実施してまいります。その成果は、山林をはじめ土地利用における重要な基礎資料として、企業誘致や宅地開発支援事業など重要施策の推進に有効的に活用を図ってまいります。

公共交通につきましては、町民の移動手段であるコミュニティバス運営と併せて、予約により送迎を行うデマンド型交通への併用転換を進めてまいります。

赤字ローカル線（JR 播但線の寺前駅から和田山駅間）の維持に向けた取組みについては、播但線利用者に対する特急、団体、遠距離通勤・通学に対する補助を中心に成果を見極めながら、施策の展開を重視し、路線維持に向けた様々な取組みを県、沿線自治体と一体的に取り組んでまいりました。令和7年度は、取組み期間（3年間）を定めた最終年度になります。事業の成果評価も含め今後の方向性を定めてまいりたいと思います。

道路インフラについては、町民生活の安全確保を重視し、過疎・辺地計画、道整備交付金事業を中心に進めてまいります。

橋梁につきましては、長寿命化修繕計画に基づいて修繕工事を着実に実施してまいります。

住民生活道路である町道の除雪につきましては、緊急時の出勤への協力や連携の体制整備を図り、凍結防止も含め、今後の積雪にしっかりと備えてまいります。

・ 地方バス等公共交通維持確保対策事業	546万円
・ コミュニティバス運営事業	1億3,157万円
・ 路線バスコミュニティ料金化事業	320万円
・ JR播但線利用促進事業	1,229万円
・ コミュニティ助成事業	650万円
・ 縁結び事業	185万円
・ 地籍調査事業	2億3,949万円
・ 地域活性化推進事業	1,349万円
・ 砥峰高原自然交流館管理運営事業	663万円

・町営駐車場管理事業	228万円
・JR播但線駅トイレ等維持管理事業	288万円
・道路台帳整備事業	100万円
・道路橋梁維持改良事業	8,187万円
・除雪対策事業	1,332万円
・町単独町道改良事業	8,650万円
・道路メンテナンス事業	1億2,670万円
・道整備交付金事業	6,001万円
・公営住宅維持管理事業	636万円
・若者世帯住宅補助事業（家賃、取得、リフォーム）	2,461万円
・公的賃貸住宅家賃対策調整補助事業	400万円
・移住定住推進事業	3,421万円
・地域住宅政策事業（区画整備補助）	150万円
	等 計10億3,279万円

⑤ 魅力と活力の産業を育てる

（農林水産業、商工業、観光）

「2050 神河将来ビジョン」のまち全体のめざす姿、変わらない風景を未来の世代に引継ぐため、本町の豊かな自然や地域資源を活かした、農林業・商工業の連携による魅力と活力のある産業の創造に向け取り組んでまいります。

仕事づくりにつきましては、起業や創業に対する支援、企業誘致の推進による働き場所の確保に引き続き取り組んでまいります。企業誘致については、国の地方創生メニューである企業派遣型地域活性化企業人事業を活用し、サテライトオフィス誘致支援に的を絞り、成果の見える化に取り組んでいきます。

農業につきましては、町農業委員会と神河町地域農業再生協議会とが協調しながら、農業の活性化と再生に、引き続き、注力してまいります。

特に、「地域計画と活性化計画の一体的推進」として農業上の利用が行われる農用地等の区域に地域計画を策定し、また農業上の利用が困難である農地については活性化計画を策定し、両計画を一体的に推進することにより農地の適切な利用を確保し、持続的な土地利用を推進してまいります。

また、主食米以外の生産拡大や新規就農者・農業経営法人化への支援、人農地プラン策定への支援、米安全確保対策など、併せて有害鳥獣であるサル・シカ・イノシシの捕獲対策の一層の強化を図りながら、有機農業への取組も含め、安全で良質な農産物の生産拡大、並びに農地保全の取組を引き続き積極的に展開してまいります。

林業の活性化と再生につきましては、森林管理100%事業による計画的な搬出間伐と作業道開設とともに、森林環境譲与税の財源を活用し間伐や搬出等の森林施業に対する町独自の補助事業を拡充しながら、一体的に森林整備を実施してまいります。

山林の再生については、山の再生保全・活用の具体的取り組みを計画的、継続的に検討してまいります。また、地産地消と地域資源の経済循環の仕組みづくりを引き続き研究、検討してまいります。

水産業の活性化と再生につきましては、漁業組合や漁業者、NPO団体等が行う新

たな取組への支援を行うとともに、関係者と連携しながら一体的に推進してまいります。

観光振興については、四季を通じた魅力あふれる神河町を、町内外へPR・発信していきながら、観光交流人口からの経済循環を目標に、観光協会、観光施設指定管理者、行政そして関係する事業者と連携しながら引き続き、取り組み、より魅力ある観光地・施設として町内外に発信してまいります。

・企業誘致事業	1,980万円
・創業支援事業	600万円
・農業委員会事業	352万円
・農地調査農地基本台帳整備事業	66万円
・中山間地域等直接支払交付金事業	1,462万円
・集落営農等支援事業（町の農業機械施設整備補助）	729万円
・有害鳥獣対策事業	1,219万円
・多面的機能支払交付金事業	5,856万円
・地産地消学校給食推進事業	69万円
・有機農業推進事業	40万円
・シカ捕獲実施隊編成支援等事業（シカ、イノシシ）	531万円
・経営所得安定対策直接支払推進事業	372万円
・人・農地問題解決推進事業	240万円
・農業経営法人化等支援事業	512万円
・農業再生推進事業	370万円
・重点支援交付金：神河町環境保全型農業推進事業	231万円
・重点支援交付金：食べ盛り応援神河米事業	807万円
・町単独土地改良補助事業	212万円
・水車公園維持管理事業	723万円
・道の駅「銀の馬車道・神河」管理運営事業	555万円
・森林管理100%作戦推進事業	1,349万円
・町単独林道補修事業	357万円
・森林環境譲与税活用事業	7,489万円
・林業再生推進事業	619万円
・水産産業振興事業	615万円
・町商工会補助金	2,060万円
・町観光協会補助金	1,281万円
・商工業者事業継続支援事業	160万円
・観光施設管理事業	1億7,722万円
	等 計6億7,355万円

「ハートが繋がるまちづくり」

⑥ 安定した持続可能なまちを実現する

(人権、住民参画、コミュニティ、行財政)

「人権尊重のまち」宣言を基本に、全ての人が幸せになるために「神河町部落差別の解消の推進に関する条例」に基づき、引き続き「毎月11日は人権を確かめる日」の啓発、PR活動を推進し、誰もが人として尊重されるまちづくりに取り組んでまいります。

まちづくりの基本的な指針であり、行政運営における最上位の計画である「第2次神河町長期総合計画後期基本計画」について、その進捗の検証をとおり町民の皆様との協働のもと、「“ハートがふれあう住民自治のまち”～大好き！私たちの町 かみかわ～」の実現に取り組んでまいります。

「男女共同参画推進計画」は、引き続き、推進アドバイザーを招聘し、その実現に努めてまいります。

町有財産の管理については、財産台帳・重要備品台帳の整備等をとおり、適正な管理に努めてまいります。

情報発信につきましては、町広報、町ホームページやSNSなど様々なツールを活用した情報発信の充実を図ってまいります。引き続き、町内外に町政やイベントなどの情報を適時適切に発信し、町民の皆さまの生活に有用な情報提供に努めてまいります。

町民の皆様から納付いただいております町税につきましては、的確な課税客体の把握により公平公正な課税に努めるとともに、特別徴収月間での徴収強化の取組みによる徴収率のアップを目指してまいります。

住民サービスにおいては、マイナンバーカードの普及率を向上させるため、引き続き町民の皆様のマイナンバーカードの取得促進に力を注いでまいります。

また、基本となる「地方公共団体情報システムの標準化・共有化」は令和7年度に集中的に、取り組んでまいります。

ふるさとづくり応援寄附金につきましては、貴重な自主財源であることから、より一層の普及とPRを行い、返礼品を充実しながら積極的に取り組んでいくとともに、頂いた寄附金を有効に活用してまいります。

また、企業版ふるさと納税寄附金は、関係法令等が改正され、寄附活用事業を適切に実施することを前提に、適用期限が3年間延長されることになりました。引き続き、ルールに基づき、適切な運用に努めるとともに、多くの企業に賛同頂けるプロジェクト事業を展開してまいります。

人材育成、組織力の向上については、神河町の将来と住民の視点を第一に住民目線で考える職員を育てていきます。そのために必要な研修は、その時々に応じタイムリーに確保・提供しながら、職員一人一人の能力向上や育成、モチベーションアップを図るとともに、組織力の向上に繋げてまいります。

また、今年度から、神河町みらい創造プロジェクトと題し、中堅、若手職員による課題解決プロジェクトチームを編成し、これからの神河町を考えてもらう機会を創造していきます。

町財政につきましては、人口減少による税収等の増加が見込めなくなる一方、高齢化による社会保障費の増加や、老朽化した公共施設の更新等、限られた財源の中で、より厳しい財政運営が求められます。常に、事業の成果とその検証を行い、PDCA サ

イクルを回すとともに、各管理職が所管の事務事業をしっかりとマネジメントすることが極めて大事です。第3次神河町行財政改革大綱のテーマでもあります「地方創生の流れに乗った一歩踏み込んだ改革」を意識した課題の選択と集中が不可欠です。

当町の抱える課題である「モノ」「ヒト」「カネ」、『公共施設及びインフラ資産の老朽化・更新問題』『人口減少、少子高齢化問題』『財源確保問題』等を読み切るため、引続き、標準財政規模（身の丈）から大きく膨れ上がった予算総額の縮小と併せて、財政調整基金に頼らない、そして過度に地方債に依存しない財政運営を基本に、安定した健全な財政運営の確立に取り組んでまいります。

・ 区長会行政事務事業（うち環境美化支援金400万円）	1,397万円
・ 地方公共団体情報システム標準化事業	3億1,454万円
・ 総合行政用コンピュータ運営事業	1億4,775万円
・ ふるさと納税推進事業	3,400万円
・ 新規：町制20周年記念事業	1,008万円
・ ふるさとづくり応援基金積立金事業	7,000万円
・ 広報事務事業	534万円
・ 町ホームページ等管理事業	261万円
・ 財産管理事業（基金積立、施設改修整備等）	1億1,966万円
・ ハートがふれあう地域づくり活動支援事業	218万円
・ 地域自治協議会設置運営事業	3,170万円
・ 企業版ふるさと納税積立金事業	506万円
・ 参議院議員通常選挙	1,149万円
・ 町長選挙	1,279万円
・ 国勢調査事業	450万円
・ 男女共同参画社会推進事業	52万円
・ 固定資産評価事務事業	2,058万円
・ 人権啓発活動事業	164万円
・ 人権学習支援事業	74万円
・ 公債費元金償還事業	12億7,663万円
・ 公債費利子償還事業	5,273万円
等 計	26億1,540万円

最後に、神河町を取り巻く環境は、不確実性、不透明性の高い厳しい環境ですが、「あらゆる危機」を、住民の皆様と一緒に考え、『継続さらに発展』の神河町に全力で邁進してまいります。